

2026年6月12日

株 主 各 位

東京都千代田区麴町一丁目7番地
株式会社エフエム東京
代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、記名、押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都千代田区麴町一丁目7番地
株式会社 エフエム東京 2階 TOKYO FMホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第61期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 当社元専務取締役に対する役員退任慰労金支給の件

以 上

決議事項に関するご参考

議案の概要は、後記「議決権代理行使の勧誘に関する参考書類」（30頁～34頁）に記載しております。

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出ください。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当事業年度の経営環境は、広告費のインターネットシフトの加速に加え、マスメディア4媒体の相対的なシェア低下などにより、既存メディアにとっては厳しい状況が続きました。このような状況下、2025年4月に開局55周年を迎えた当社は、この1年間、周年記念イベントなどを通じて、リスナーのエンゲージメント強化と収益基盤の維持・拡大に努めました。中でも、昨年10月に日本武道館で実施した『九段下フォーク・フェスティバル' 25』は、番組開始30周年を迎えた『桑田佳祐のやさしい夜遊び』パーソナリティの桑田佳祐とゆかりのある豪華アーティストが集結し、アニバーサリーイヤーにふさわしい大型イベントとして大きな反響を呼びました。この他にも、長年、リスナーから支持を得ている番組の周年イベントを複数実施するなど、55周年にふさわしい1年間であったと自負しております。

また、開局60周年となる2030年を見据えた中期経営計画を策定、新たな挑戦を開始しました。ラジオが育むリスナー同士の一体感や「共感と熱量」は、他のメディアには真似のできない特性であり、それらを活かした「新しいラジオ文化の未来の創造」を当社のビジョンと定義、基幹ビジネスである放送事業の収益力強化を図りつつ、IP企画事業を放送事業と並び第二のビジネスの柱へと成長させ、新たなエンタテインメント経済圏の創出を推進してまいります。

こうした中、本年4月、当社が主催するオーディションイベント『閃光ライオット』において、過去数年間にわたり実際の応募数を上回る数値を公表していたことが判明いたしました。本件については、速やかにプレスリリースにて事実関係を公表いたしました。株主の皆様をはじめ関係各位の信頼を損ねる結果となりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。再発防止策を講じるとともに、過去の慣習や思い込み、あるいは集団浅慮や同調圧力に流されることのない組織風土の再構築を最優先で進めております。全社を挙げて信頼回復に努め、誠実な企業活動を積み重ねてまいります。

当社はこれからも、放送を核としたファンコミュニティの価値を最大化し、持続的な企業価値の向上とグループ経営効果の最大化に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

添付書類

第61期事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、高水準な企業収益や底堅い個人消費に支えられ緩やかに回復したものの、関税問題や中東情勢を巡る懸念等もあり、先行き不透明感の中で推移しました。

広告市場はデジタルシフトがより加速し、インターネット広告費が前年比10.8%増と成長、全広告費に占める構成比が50.2%と初めて過半数に達しました。一方、テレビは同0.3%減、ラジオも同0.8%減となりました(株電通調べ)。

当社においては、基盤である放送事業収入の減収傾向が続く中、成長戦略の柱とするIP企画事業収入は前期比41.6%増と大きく伸長しました。特に、出資による大型イベント等の成功に加え、番組発の自主イベントの拡充、物販事業の好調が寄与しました。

この結果、当期業績は、売上高が106億9千2百万円(前期比0.6%減)と僅かながら減収となりましたが、不採算事業の終了に伴うシステム費用の減少等の費用圧縮効果もあり、営業利益は4億6千4百万円(同57.4%増)、経常利益は7億2千万円(同34.7%増)、当期純利益は6億6千8百万円(同113.0%増)といずれも増益となりました。

[財務ハイライト]

(単位：千円)

	2025年度	2024年度	増減 (%)
売上高	10,692,908	10,762,337	△0.6
(うち 放送事業収入)	9,469,036	9,877,144	△4.1
(うち IP企画事業収入)	1,145,504	808,953	+41.6
(うち その他の事業収入)	78,367	76,240	+2.8
営業費用	10,228,170	10,467,124	△2.3
営業利益	464,737	295,213	+57.4
経常利益	720,958	535,391	+34.7
当期純利益	668,099	313,689	+113.0

<放送事業>

当期は、「開局55周年アニバーサリーイヤー」の中核として、放送と連動した対面イベントの開催などの多角的な施策を展開し、リスナーのエンゲージメント強化と収益基盤の維持・拡大に努めました。

4月改編では、菊池風磨やディーン・フジオカから広く深いファン層を抱える出演者を起用した新番組を開始し、新たなリスナー層の開拓に注力しました。また、開局55周年を記念した大型企画として、4月に特別番組『Life Time Music～あなたとつくる55年目のプレイリスト』を放送したほか、10月には日本武道館にて『TOKYO FM 開局55周年×「桑田佳祐のやさしい夜遊び」放送30周年 九段下フォーク・フェスティバル'25』を開催しました。同イベントには、桑田佳祐とゆかりのある豪華アーティストが集結し、アニバーサリーイヤーを象徴するイベントとして大きな反響を呼びました。その模様を収めた特別番組『FM FESTIVAL 2025 桑田佳祐スペシャル企画!! 九段下フォーク・フェスティバル'25』は、関東エリアのradikoライブ配信において瞬間最高シェア50.3%を記録するなど、大きな注目を集める結果となりました。この他、放送30周年を記念した『ディア・フレンズ30th Anniversary LIVE』、放送20年目の『ビヨンド・ザ・20年! 安部礼司大感謝祭～大日本ジェネラルにようこそ～』、放送20周年の『SCHOOL OF LOCK! 20th Anniversary MY GENERATION 2026』など、番組と連動した大型イベントを相次いで実施しました。これらの施策により、既存リスナーとの関係深化と新規リスナーの取り込みを並行して推進しました。さらに、恒例となった『TOKYO FMリスナー感謝祭』も開催し、多くのリスナーとの交流を通じて絆を深めました。

これらの活動により、首都圏ラジオ合同聴取率調査において、当社コアターゲット「男女18～49歳」区分では、当期に実施された全6回の調査のうち5回にわたり首位を獲得するなど、年間を通じて高い支持を堅持しております。

営業活動においては、全国ネット番組のレギュラー提供終了の影響が大きく、タイム放送収入が前期比9.4%減となった一方、スポット放送収入は、自動車関連や大手ECサイト等の出稿が伸長し前期比6.6%増と大きく伸ばしました。また、大型の動画コンテンツ制作案件終了により、BtoBデジタル収入が前期比12.8%減となり、放送事業の売上高は、94億6千9百万円（前期比4.1%減）となりました。

<IP企画事業>

当期は、BtoC領域の拡大を重点戦略に掲げ、番組発の自主イベントの拡充、並びに有料コンテンツ販売と物販の強化に注力しました。

イベント事業においては、前述の番組連動型イベントに加え、出資した複数の大型イベント等において成功を収めました。また、ポッドキャストコンテンツに連動したイベントを数多く実施し、チケット収入に加え、会場等でのグッズ販売が好調に推移しました。

コンテンツ販売においては、有料コンテンツ販売サービス「ポッドキャストメンバーシップ」が順調に成長しています。当期の売上高は前期比で2倍超の大幅な伸長となりました。次期はさらに当期比1.5倍以上の売上成長を目指し、さらなる制作体制の強化を図っています。

TOKYO FM少年合唱団は、創団40周年の節目を迎え、その記念演奏会を東京及び福岡で開催しました。この他、CMやオペラ公演への出演に加え、BSテレビ放送（BS11）の特別番組への出演など、多方面で活動しました。

以上のような活動を展開した結果、IP企画事業の売上高は、11億4千5百万円（前期比41.6%増）となりました。

<その他の事業>

自社ビルの賃貸事業等による収入により、その他の事業の売上高は、7千8百万円（前期比2.8%増）となりました。

当社は単体決算へ移行しておりますが、引き続き主なグループ各社の経営状況を参考情報として以下のとおり記載します。

[主なグループ会社の状況]

(単位：千円)

	売上高		営業利益	
	2025年度	増減 (%)	2025年度	増減 (%)
ジグノシステムジャパン(株)	1,670,939	△21.5	191,846	△31.9
(株)ミュージックバード	468,531	+8.3	31,082	+4.7
(株)サウンズネクスト	2,313,406	△3.2	82,446	+8.9

<以下、9月決算会社のため半期業績を記載>

	売上高		営業利益	
	2025年度 中間期 10月～3月	増減 (%)	2025年度 中間期 10月～3月	増減 (%)
(株)ラジオDXアライアンス	126,519	△7.1	498	-

(注) 前年(2024年度)中間期については、営業赤字であったため、前期比は表示していません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は1億1千4百万円であり、主な内容は、営業放送システム改修、当社所有のFMセンタービルのスタジオフロア改築、電源装置の更新、社内サーバ機材更新等です。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

<放送倫理の遵守とコンプライアンス・ガバナンスの強化>

当社は、放送法で定められた「公共の福祉に適合した健全な放送の遂行」を使命とし、放送倫理の遵守とコンプライアンス徹底、人権尊重を経営の最優先課題としております。放送倫理遵守の体制整備に加え、人権デューデリジェンスの確立や心理的安全性の確保に努めるとともに、実効性の高いガバナンス体制の構築とIR開示の強化を通じて、社会からの信頼に添えてまいります。

<「新しいラジオ文化の未来」の創造と経済圏の創出>

ラジオが育むリスナー同士の一体感や「共感と熱量」は、他のメディアには真似のできない特性であり、それらを活かし「新しいラジオ文化の未来」を創造していくことが当社のビジョンです。このビジョンを実現する戦略として、放送番組を核としながら、ポッドキャストや映像コンテンツ、さらにはコンテンツの世界観を体現するサービスやリアルな「場」の提供など、生活者との接点の多層化に挑戦してまいります。こうした展開を通じて、コンテンツを中心に生み出される熱量をビジネス化し、コンテンツ制作費に還元する「新しいエンタテインメント経済圏の創出」を目指します。

<放送の高付加価値化と営業手法の革新による収益力強化>

基幹ビジネスである放送事業については、生活者のインターネットシフトという厳しい市場環境にありますが、今後は減収傾向に歯止めをかけ、着実な収益回復を図ることを最優先に取り組んでまいります。新たな収益の柱の育成に挑戦しつつ、既存の広告モデルの維持と付加価値化に注力いたします。

具体的には、radiko等の聴取データを活用したデータマーケティングの高度化に加え、デジタル領域やクリエイティブ力に強みを持つグループ各社との連携を深め、高付加価値な商品開発を加速させます。地上波放送の社会的信頼とビジネスの源泉としての価値を再定義しつつ、時流に即した営業手法への転換を図ることで、放送事業における収益基盤の強靱化に取り組めます。

<IP企画事業の「成長軌道」への転換とBtoCビジネスの拡大>

これまでの基盤作りの段階から、IP企画事業を明確な「成長軌道」へと引

き上げることを目指します。中長期的な定量目標として、2030年度までに「IP企画事業売上構成比25%」の達成を掲げ、年率120%の安定成長を推進してまいります。

当期に成果を上げた物販強化やイベント運営の知見をさらに発展させ、今後は番組発の自主イベントの拡充など、自社IPを活用した多様なビジネスモデルの展開を目指します。IP・ブランドビジネスを放送事業と並ぶ第二の柱へと育成させ、創出した利益を次なる成長領域へ再投資し、さらなる価値向上へと繋げる「成長の好循環」を確立してまいります。

<JFNネットワークの強靱化とグループ再編>

JFN加盟38局の経営安定化は、当社の放送基盤を維持する上で不可欠な経営課題です。地方における観光・移住・物産需要の掘り起こしなど、各局と連携した地域活性化施策等を推進し、ネットワーク全体の価値向上を図ってまいります。

また、グループ全体での制作機能の合理化とクリエイティブ力のさらなる向上を目指し、㈱サウンズネクストとの連携を強化させています。当社制作部門の番組ディレクション機能を同社へ集約・移管することで、クリエイティブリソースの最適化と強固な制作体制の構築を推進しております。

今後も、グループ各社とのリソース最適化と機能再編を継続し、グループ経営効果の最大化を図ってまいります。

これらの施策の実行により、当社価値の最大化を目指していく所存です。株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 2022年度	第59期 2023年度	第60期 2024年度	第61期 2025年度 (当期)
売 上 高	10,855,384千円	11,028,866千円	10,762,337千円	10,692,908千円
経 常 利 益	798,148千円	784,911千円	535,391千円	720,958千円
当 期 純 利 益	888,414千円	936,185千円	313,689千円	668,099千円
1株当たり当期純利益	987.13円	1,040.21円	348.54円	742.33円
総 資 産	28,071,013千円	28,191,178千円	27,820,999千円	28,124,328千円
純 資 産	24,528,820千円	25,273,657千円	25,159,842千円	25,685,986千円
1株当たり純資産額	27,254.24円	28,081.84円	27,955.38円	28,539.99円

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
ジグノシステムジャパン株式会社	100百万円	97.4%	モバイル端末向けコンテンツの制作・販売、ソリューション提供等
株式会社ミュージックバード	100百万円	59.9% (4.6%)	音声放送コンテンツの企画・制作、コミュニティFM局への配信等
株式会社サウンズネクスト	50百万円	87.3% (18.2%)	音声放送コンテンツやイベントの企画・制作・販売、放送局スタジオ等のシステム設計・管理運営、放送技術請負、著作権や著作隣接権の取得・管理等
株式会社ラジオDXアライアンス	35百万円	78.6%	ラジオマーケティング、ラジオコンテンツのDX支援等

(注) 出資比率の()は間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

当社は、電波法に基づく放送設備を有し、放送法によってFMラジオ（超短波）放送を行う民間放送局であり、放送番組の企画・制作及び販売等を主要な事業としています。事業別セグメントは以下のとおりです。

事 業	内 容 等
放 送 事 業	地上FMラジオ放送、インターネット関連事業、音声・映像コンテンツの企画・制作等
I P 企 画 事 業	自社IPの開発・獲得・活用、イベント等への出資、少年合唱団の運営等
そ の 他 の 事 業	事務所・設備等の賃貸等

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
株式会社エフエム東京 (関西支社) (送信所) (中継局) 新島 八丈島 青梅 八王子 檜原	(本社) 東京都千代田区 大阪府大阪市北区 東京都港区 東京都新島村 東京都八丈島八丈町 東京都青梅市 東京都八王子市 東京都西多摩郡

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
100名	1名減

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,600,000株

(2) 発行済株式総数 900,000株

(3) 株主数 82名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
学校法人東海大学	105,000 株	11.67 %
日本BS放送株式会社	89,000	9.89
株式会社TOKYOTOWER	75,000	8.33
株式会社全農ビジネスサポート	65,000	7.22
大日本印刷株式会社	44,900	4.99
株式会社みずほ銀行	44,500	4.94
パナソニックホールディングス株式会社	44,000	4.89
株式会社読売新聞東京本社	44,000	4.89
株式会社朝日新聞社	42,000	4.67
株式会社三井住友銀行	30,000	3.33

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
唐島夏生	代表取締役社長 執行役員	経営全般、内部監査部担当、 コーポレート・コミュニケーション室長 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役副会長 株式会社ジャパンエフエムネットワーク代表取締役社長
小川聡	取締役執行役員	株式会社ジャパンエフエムネットワーク常務取締役
村上正光	取締役執行役員	株式会社ミュージックバード代表取締役社長
内藤博志	取締役執行役員	コンテンツ事業局長
川島修	取締役執行役員	技術局長
前田伸	取締役	株式会社TOKYO TOWER代表取締役社長執行役員
北島元治	取締役	大日本印刷株式会社専務執行役員
高見和徳	取締役	パナソニックホールディングス株式会社客員
山田清志	取締役	ハワイ東海インターナショナルカレッジ理事長
杉山恒太郎	取締役	株式会社ライトパブリシティ代表取締役社長
齋藤知久	取締役	日本BS放送株式会社代表取締役会長
大橋明夫	常勤監査役	株式会社ミュージックバード監査役 ジグフシステムジャパン株式会社監査役
英公一	監査役	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士 株式会社コーチ・エィ社外取締役（監査等委員）
近藤邦弘	監査役	日本電設工業株式会社取締役監査等委員

(2026年3月31日現在)

- (注) 1. 前田伸、北島元治、高見和徳、山田清志、杉山恒太郎、齋藤知久の各氏は社外取締役であります。
2. 英公一、近藤邦弘の各氏は社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる役員の員数	報酬等の額
取締役	11名	207,392千円
監査役	3名	29,400千円

(注) 上記の取締役に對する報酬等の額は、当期における役員賞与引当金繰入額26,000千円を含んでおります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬	18,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2006年5月12日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」及び「当社の業務の適正を確保するための体制」（以下あわせて「内部統制基本方針」という）を決議し、以後の取締役会において一部改定を行っております（最終改定：2026年3月31日開催の取締役会）。

当事業年度末における内部統制基本方針の内容は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業活動を行う上での基本的倫理観や役職員の行動基準を定めた倫理憲章及び人権尊重の姿勢を表明した人権方針を制定すると共に、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、役職員全員が、企業人として、また社会の構成員として法令遵守並びに社会倫理の遵守及び人権尊重を常に意識するよう求める。
- (2) 取締役会は、社外取締役を一定数以上、継続的に選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上に努める。
- (3) 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査する。
- (4) 内部監査部門を配置することにより、内部統制の整備・運用状況について監視を行う。

- (5) 代表取締役直轄の常設委員会としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針・制度・施策等の策定、審議に加え、当社コンプライアンス実施状況の把握と必要な指導・監督、再発防止策の策定等を行う。
- (6) コンプライアンス違反等で従業者に対して懲戒を行う場合は、就業規則及び賞罰委員会規程の定めるところによる。また、取締役会での承認及び報告を必要とするような重要事項に関しては、取締役会規則の定めるところにより措置する。
- (7) 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに組織上の通常ラインにより報告を行うか、スピークアップ（内部通報）制度を利用し、コンプライアンス委員会事務局または委員会指定の弁護士あるいは監査役に対して実名または匿名で通報を行うことができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役または執行役員の中から任命し、その者の管理下において、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする、以下同じ。）を関連資料と共に保存する。
 - ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③経営会議議事録
 - ④その他重要な会議の議事録
 - ⑤コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会議事録、その他重要な委員会の議事録
 - ⑥代表取締役を最終決裁者とする稟議書
 - ⑦代表取締役、取締役、執行役員名による契約書
 - ⑧会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - ⑨税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - ⑩その他経営上の重要な文書
- (2) 前項各号に定める文書の保管期間は、原則10年間とする。保管場所は文書管理規程の定めるところとするが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、要請の日から3日以内に本社において閲覧が可能となるような体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程により、リスクカテゴリー毎に責任部署を決め継続的に監視すると共に、リスク管理について横断的に監視・指導する組織として、代表取締役直轄の

常設委員会としてリスク管理委員会を設置する。同委員会は、リスク管理規程に基づき、当社のリスク管理に関する基本方針・組織体制・施策等を策定し、リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行う。

- (2) リスク管理委員会は、その監視・指導結果を定期的に取り締役会及び監査役会へ報告することとする。
- (3) 役職員がリスク管理上の問題を発見した場合は、すみやかに組織上の通常ラインにより報告を行うか、リスクマネジメントメールを利用し、リスク管理委員会及びリスク管理に関連する同委員会指定の役職員に対して実名または匿名で通報を行うことができる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 毎年、経営戦略の確認、中期（3ヵ年）計画の見直しを行うと共に、年度毎の重要課題を決定し、全社会議等を通じて発表を行う。また、これらの方針に基づき、部門毎の定量・定性の目標を決定、四半期毎に年度目標の達成度合いを確認し、中間期には再度全社会議を開き、全社的な目標の確認を行う。
- (2) 職務権限規程により意思決定に関するルールを策定し、具体的執行については執行役員に権限を委譲し、経営会議、取締役会はその指導・監督を行う。
- (3) 月次業績については、翌月15営業日を目途に、また、半期・通期については45日以内にとりまとめ、すみやかに経営会議、取締役会へ報告を行うと共に、必要があれば改善策、各部門の具体的な施策を決定する。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社ごとに、当社における担当役員（取締役または執行役員）を任命し、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上等の観点から当該子会社代表者等との定期的ミーティングを実施する。
- (2) 月に1度、各社代表者によるグループ経営情報会議を開催（書面開催含）、各社業績、営業の状況、業界環境等に関する情報交換を行うと共に、各社業務提携も含めた改善策、具体的な施策について話し合う。
- (3) 子会社各社の経営管理を担当する部門を設け、定期的に、業績、営業の状況、業界環境等に関するヒアリングを実施し、特記事項については取締役または経営会議に文書で回覧・報告する。

- (4) 関係会社管理規程を制定し、一定の事項については各社取締役会議前の事前協議を求め、必要な場合は当社経営会議、取締役会にて承認を行う。
 - (5) 当社監査役及び内部監査部門が、定期的の子会社各社に対するそれぞれの観点からの監査を実施する。
 - (6) 当社コンプライアンス委員会、リスク管理委員会は、(1)の担当役員、(3)の経営管理担当部門からの報告により、グループ企業に関する法令遵守状況や損失の危険に関して状況把握、指導・監督等を行う。また、当社スピークアップ（内部通報）制度については、グループ各社役職員及びその家族にも広く告知し、実名または匿名による通報を受け付ける。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- (1) 監査役の要請に基づき、取締役会は業務執行部門から独立した監査役補助使用人を選任し、監査役の補助にあたらせることとする。
 - (2) 当該使用人は、その監査役補助業務遂行に関して取締役の指揮命令を受けない。また、取締役は、当該使用人の監査役補助業務に関する独立性を認識すると共に関係者に徹底させるものとする。
 - (3) 取締役からの独立性を確保するため、監査役会は、当該使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けると共に、必要がある場合は理由を付して当該人事異動につき変更を申し入れることができるものとする。また、当該使用人を当社が懲戒に処す場合には、あらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (2) 取締役は、監査役に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会に関連した重要な事項並びに監査役から報告を求められた事業に関する事項についてすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
 - (3) 当社及びグループ企業の役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。また、当社スピークアップ（内部通報）制度により、当社

及びグループ企業の役職員あるいはその家族等から受け付けた通報内容は、常に監査役と共有することとする。会社は、これらの報告及び通報を行った者がそれを理由に不利益な取り扱いを受けることがないように、制度での規定等の必要な措置をとるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役または監査役会による各業務執行取締役、執行役員、重要な使用人等から適宜個別ヒアリングの機会を設ける。
- (2) 代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役からの要望に応じて、都度適宜、弁護士や会計士等の専門家に依頼をし、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。また、監査役の職務の執行に必要な費用については、それが監査役の職務執行に必要でないことが証明される場合を除き、当社が負担するものとする。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 当社は、定款及び取締役会規則に基づき、原則月1回（8月、12月を除く）取締役会を開催している。定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定すると共に、取締役の職務執行状況等のモニタリング等を行った。また、2020年7月に策定したガバナンス体制見直し方針に基づき、社外役員への定期的な情報提供（毎月1回）を行い、前事業年度に引き続き当事業年度も、4月～6月にかけて、取締役会の実効性評価を目的とした取締役会アンケートの実施と結果報告を行った。社外役員間の定期的な会合については、2025年5月、2026年2月に実施した。
- (2) 専任の内部監査部長による業務監査及び内部監査を通して、内部統制システムの運用状況の評価及び改善を実施した。
- (3) 代表取締役を委員長とし業務執行取締役、常勤監査役等で構成されるコンプライアンス委員会兼リスク管理委員会を四半期ごとに開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、内部監査部長等から報告を受けた。また、その監視・指導結果を監査役会に報告した。
- (4) ガバナンス改善委員会による2020年7月策定のガバナンス体制見直し方針の中で、毎年1回実施すると定められたコンプライアンスに関する社員アンケートを、当事業年度も2026年2月～3月に内部監査部が実施し、全社に結果報告することにより、社内のコンプライアンス遵守状況、社員のコンプライアンス意識についての共有を行

った。また、2025年5月に人権方針を策定・公表することにより、当社の人権尊重・コンプライアンスに関する取り組み強化の意思を表明すると共に、2026年2月～3月に実施した人権尊重・コンプライアンスに関する研修では、ワークシート形式による人権リスクの把握を行った。

- (5) リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達を目的としたリスクマネジメントメールを設定・周知し、適時の運用を行った。
- (6) 稟議規程、文書取扱規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書及びデータを保存した。
- (7) 半期に1回開催している全社会議にて重要課題及び目標を確認した。
- (8) 職務権限規程に則り、具体的執行については執行役員に権限を委譲し、取締役会及び経営会議はその指導・監督を行った。
- (9) 子会社ごとに担当役員（取締役または執行役員）を当社内で任命し、当該子会社代表者等との定期的ミーティングを実施した。
- (10) グループ経営情報会議を計12回開催（書面開催含む）し、各社社長または担当役員から定期的な報告を受けることにより、子会社各社における職務の執行状況を確認すると共に、グループ各社における主要なリスクとその管理状況を確認した。
- (11) 経営管理局による子会社各社への業績・営業の状況、業界環境等に関するヒアリングを月1回実施し、特記事項については適宜業務執行取締役に報告した。
- (12) 関係会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えている。子会社の財務状況及びその他の状況については月次で報告を受け、当社の取締役会にて適宜報告している。
- (13) 監査役は、グループ経営情報会議への出席、内部監査部による子会社往査への立会い等によりグループ会社の状況把握に努めた。
- (14) 監査役による各業務執行取締役、執行役員からの個別ヒアリングを適宜実施した。
- (15) 監査役と会計監査人との意見交換を5回実施した。
- (16) 第三者委員会（2019年5月～7月）及びガバナンス改善委員会からの提言を受け実施しているコンプライアンス研修は、2024年度の在京テレビキー局人権侵害問題を端緒とした放送業界の問題を踏まえ、当事業年度は、人権尊重・コンプライアンスに特化した社内研修を実施した。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,638,035	流 動 負 債	2,174,764
現金及び預金	7,529,445	買掛金	728,415
売掛金	1,990,678	未払金	458,087
商 品	22,961	未払費用	513,333
貯 蔵 品	4,151	未払法人税等	59,477
前払費用	64,709	未払消費税等	45,874
その他	29,703	賞与引当金	150,005
貸倒引当金	△3,614	役員賞与引当金	26,000
		補償損失引当金	68,000
		その他	125,571
固 定 資 産	18,486,292	固 定 負 債	263,577
有 形 固 定 資 産	6,139,079	長期未払金	13,700
建 物	6,672,593	繰延税金負債	109,127
構 築 物	540,682	預り保証金	91,713
機 械 及 び 装 置	1,950,939	退職給付引当金	49,036
車 輛 及 び 運 搬 具	6,978		
工 具 器 具 及 び 備 品	2,819,775		
土 地	3,630,900		
建 設 仮 勘 定	320		
減価償却累計額	△9,483,109	負 債 合 計	2,438,341
無 形 固 定 資 産	92,249	純 資 産 の 部	
商 標 権	1,033	株 主 資 本	25,060,924
ソ フ ト ウ ェ ア	79,685	資 本 金	1,335,000
その他	11,530	資 本 剰 余 金	935,000
投 資 其 他 の 資 産	12,254,962	資 本 準 備 金	935,000
投 資 有 価 証 券	3,343,538	利 益 剰 余 金	22,790,924
関 係 会 社 株 式	7,150,056	利 益 準 備 金	134,740
長 期 性 預 金	1,500,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,656,184
長 期 貸 付 金	685	別 途 積 立 金	5,000,000
長 期 前 払 費 用	19,037	繰 越 利 益 剰 余 金	17,656,184
差 入 保 証 金	59,326	評 価 ・ 換 算 差 額 等	625,062
そ の 他	248,708	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	625,062
貸倒引当金	△66,390	純 資 産 合 計	25,685,986
資 産 合 計	28,124,328	負 債 純 資 産 合 計	28,124,328

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

売 上 高		
放送事業収入	9,469,036	
IP企画事業収入	1,145,504	
その他の事業収入	78,367	10,692,908
売 上 原 価		
放送事業費	5,782,488	
IP企画事業費	1,059,942	
その他の事業費	3,411	6,845,843
売 上 総 利 益		3,847,065
販売費及び一般管理費		3,382,327
営 業 利 益		464,737
営 業 外 収 益		
受取利息	20,328	
有価証券利息	6,000	
受取配当金	159,162	
経営指導料	57,500	
ゴルフ会員権売却益	10,240	
そ の 他	5,765	258,997
営 業 外 費 用		
支払利息	366	
投資事業組合運用損	2,299	
そ の 他	111	2,777
経 常 利 益		720,958
特 別 損 失		
補償損失引当金繰入額	68,000	68,000
税 引 前 当 期 純 利 益		652,958
法人税、住民税及び事業税	84,509	
法人税等調整額	△99,650	△15,141
当 期 純 利 益		668,099

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	1,335,000	935,000	935,000	134,740	5,000,000	17,123,085
当期変動額						
剰余金の配当						△135,000
当期純利益						668,099
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	533,099
当期末残高	1,335,000	935,000	935,000	134,740	5,000,000	17,656,184

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	その他利益 剰余金合計					
当期首残高	22,123,085	22,257,825	24,527,825	632,017	632,017	25,159,842
当期変動額						
剰余金の配当	△135,000	△135,000	△135,000			△135,000
当期純利益	668,099	668,099	668,099			668,099
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				△6,955	△6,955	△6,955
当期変動額合計	533,099	533,099	533,099	△6,955	△6,955	526,144
当期末残高	22,656,184	22,790,924	25,060,924	625,062	625,062	25,685,986

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 総平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
(1)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
(2)数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。 |
| 補償損失引当金 | 補償に備えるために、将来の損失負担額を計上しております。 |

5. 収益及び費用の計上基準

- (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
当社はラジオ放送事業を主な事業としています。主な履行義務は顧客との契約に基づき、聴取者に番組と広告を放送することでありませう。
- (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
放送された時点で収益を認識しています。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 記載金額
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 232,795千円

(注) 繰延税金負債相殺前の金額であります。

2. その他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額

建物 5,902千円

構築物 6,551千円

機械及び装置 33,986千円

2. 関係会社に対する短期金銭債権 65,700千円

3. 関係会社に対する短期金銭債務 214,845千円

関係会社に対する長期金銭債務 42,393千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 596,805千円

営業費用 1,531,685千円

営業取引以外の取引による取引高の総額 164,112千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	900,000	-	-	900,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	81,000千円	90円	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月28日 取締役会	普通株式	54,000千円	60円	2025年9月30日	2025年12月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	54,000千円	60円	2026年3月31日	2026年6月30日

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
未払賞与	43,814千円
未払社会保険料	706千円
未払事業税	7,427千円
未払事業所税	2,698千円
長期未払金	4,318千円
貸倒引当金繰入超過額	22,065千円
減価償却超過額	44,148千円
退職給付引当金	15,456千円
投資有価証券評価損	4,313千円
関係会社株式評価損	1,297,844千円
ゴルフ会員権等評価損	47,636千円
損害賠償金の益金算入額	90,651千円
補償損失引当金	21,433千円
税務上の繰越欠損金	2,647,769千円
その他	18,709千円
繰延税金資産小計	4,268,993千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,573,801千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,462,396千円
繰延税金資産合計	232,795千円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△40,333千円
その他有価証券評価差額金	△287,703千円
その他	△13,885千円
繰延税金負債合計	△341,923千円
差引：繰延税金資産（負債）の純額	△109,127千円

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、安全性を重視し銀行預金を中心に資金運用を行っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれていません((注)2 参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	250,000	243,610	△6,390
その他有価証券	1,922,402	1,922,402	-
(2) 長期性預金	1,500,000	1,493,563	△6,436

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。満期保有目的の債券については、証券会社が評価・算出した価格によっております。

(2) 長期性預金

長期性預金の時価については、元利金の合計を同様の新規預入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合出資金	25,640
非上場株式	1,145,496
関係会社株式	7,150,056

投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

有価証券報告書未提出の大会社のため、記載を省略しております。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

XI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
有価証券報告書未提出の大会社のため、記載を省略しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報
当社はラジオ放送事業を主な事業としています。主な履行義務は顧客との契約に基づき、聴取者に番組と広告を放送することであり、放送された時点で収益を認識しています。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
有価証券報告書未提出の大会社のため、記載を省略しております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 28,539円99銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 742円33銭 |

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 エフエム東京
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小林 弥
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉野 直志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフエム東京の2025年4月1日から2026年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の放送倫理事案の再発防止、及び、コンプライアンス徹底の取り組み、人権尊重並びにガバナンス体制の強化等の最重要課題に対して、引き続き業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の改善・強化を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社エフエム東京 監査役会

常勤監査役 大 橋 明 夫 ㊟

社外監査役 英 公 一 ㊟

社外監査役 近 藤 邦 弘 ㊟

以 上

議決権代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権代理行使の勧誘者

株式会社 エフエム東京
代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元として、安定的な配当を每期継続して実施することを基本方針としております。当期の期末配当につきましてもこの基本方針に準拠し、具体的な配当金額については、業績の動向及び事業環境の変化に柔軟に対応するための財務体質強化等を勧案して、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円

総額 54,000,000円

(ご参考)

既に実施済みの中間配当を含めた年間配当金は1株当たり120円、総額108,000,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 株主名簿管理人廃止に伴い、第10条（株主名簿管理人）を削除いたします。
- ② 株主の利便性向上及び当社の株主総会運営事務の効率化を目的とした電子提供制度への移行を実施するため、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を変更いたします。
- ③ 株主の利便性向上及び直接的な意思表示の反映を目的とした議決権行使による書面又は電子投票制度の導入のため、現行定款第16条（決議の方法）第2項前段に定める定足数算定の基礎となる「株主の出席」に「書面又は電磁的方法による議決権行使を含む」旨を追記するものであります。
- ④ 株主の配当管理の集約と当社の配当事務の効率化を目的とした期末配当制度への一本化を実施するため、現行定款第46条（中間配当）を削除いたします。
- ⑤ 株主名簿管理人廃止に伴う株券喪失登録簿の作成等事務の委託にかかる附則第2条の期日を変更いたします。
- ⑥ 上記条文の削除に伴う条数の整備等の変更を行うものです。

なお、本定款変更は、2026年7月1日付にて効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第9条（条文省略） <u>（株主名簿管理人）</u> <u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	第1条～第9条（現行どおり） <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="154 156 453 178">第 11 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="154 209 546 256">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="154 261 546 443">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="311 475 389 497"><新設></p> <p data-bbox="165 770 283 793">(決議の方法)</p> <p data-bbox="154 798 546 900">第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="154 904 546 1007">② 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p data-bbox="154 1118 453 1141">第 17 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="165 1171 266 1193">(中間配当)</p> <p data-bbox="154 1198 546 1275">第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>	<p data-bbox="568 156 910 178">第 10 条～第 13 条 (条数繰り上げ)</p> <p data-bbox="725 209 804 231"><削除></p> <p data-bbox="580 475 742 497">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="568 502 966 579">第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="568 584 966 740">② 当社は、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して電子提供措置事項記載書面を交付する。但し、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部については、交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="580 770 697 793">(決議の方法)</p> <p data-bbox="568 798 966 900">第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="568 904 966 1086">② 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席(書面又は電磁的方法による議決権の行使を含む、第19条第 2 項、第30条第 2 項において以下同じ)し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p data-bbox="568 1118 910 1141">第 16 条～第 44 条 (条数繰り上げ)</p> <p data-bbox="725 1171 804 1193"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 47 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、2026年7月31日までに有効とし2026年8月1日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、2026年6月30日までに有効とし2026年7月1日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

第3号議案 当社元専務取締役に対する役員退任慰労金支給の件

1. 提案内容と提案理由

本議案は、当社元専務取締役の平一彦氏（以下「平氏」と言います。）について、将来的に同氏からの役員退任慰労金請求の訴訟リスクを回避する等の理由から、平氏に対して、現在不支給となっている役員退任慰労金21,050,000円を支給することについてお諮りするものです。

2. 提案に至る経緯

当社は、当社の役員であった富木田道臣氏（以下「富木田氏」と言います。）、千代勝美氏（以下「千代氏」と言います。）、平氏、及び吉田乾朗氏の計4名（以下「旧取締役」と言います。）に対して、過年度におけるi-dio事業を巡る法令違反及び善管注意義務違反の任務懈怠を理由に、2022年4月、東京地方裁判所に総額4億8,233万8,829円の損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」と言います。）を提起しました。

本訴訟は、一審判決を経て、2025年12月24日の控訴審判決において、当社の2017年及び2018年3月期の不正会計（連結外し）と当社からの金銭信託を利用した子会社への貸付けについて、旧取締役に法令違反及び善管注意義務違反があったとして、総額2億8,759万9,000円の損害賠償金の請求が認められました。（現在、平氏を除く旧取締役3名より損害賠償金の請求を認めた控訴審判決を不服として上告受理申立てがなされているため、現時点では本訴訟は係属中であります。）

一方、2022年11月、富木田氏及び千代氏より、総額2億8,985万円の役員退任慰労金を請求する反訴が提起されました。これを受けて、当社は、2023年6月27日開催の第58回定時株主総会において、役員退任慰労金の打ち切り支給決議の対象者である富木田氏、千代氏、平氏の3名に対して支払保留となっていた役員退任慰労金を不支給とすることについてご提案し、株主の皆様からご承認をいただきました。

しかしながら、富木田氏、千代氏からの反訴について、2025年12月24日、東京高等裁判所より、2015年6月25日開催の第50回定時株主総会での打ち切り支給決議等に基づく個別支給額の決定をもって当社の債務は確定しているとの判断が示されました。一方、平氏の役員退任慰労金については、これまで請求の訴えは提起されておりませんが、上記の「1. 提案内容と提案理由」に記載のとおり、将来的な同氏からの訴訟リスク及び訴訟提起された場合にそれを認める判決が示される可能性が高いこと等から、今回、平氏への慰労金支給決議をご提案するものです。

なお、2023年6月27日開催の第58回定時株主総会では、役員退任慰労金の不支給議案が承認可決された場合であっても、最終的に当社が富木田氏、千代氏、平氏の3名に対して役員退任慰労金の支給義務を負うか否かは裁判所の判決等によって判断される旨を明示し、これを前提とした不支給についてご承認をいただいておりますので、富木田氏及び千代氏については、改めて株主総会での決議を必要としないことを補足させていただきます。

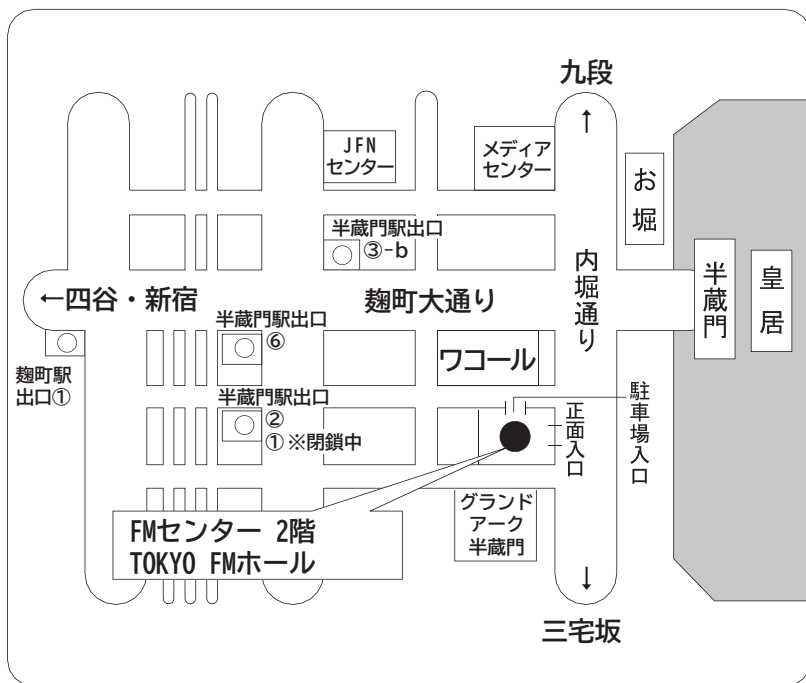
以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麴町一丁目7番地

TOKYO FM 2階 TOKYO FMホール

TEL (03) 3221-0080



- 地下鉄
- | | | |
|------|------|--------------------|
| 半蔵門線 | 半蔵門駅 | 下車出口No.②、③-b、⑥徒歩3分 |
| 有楽町線 | 麴町駅 | 下車出口No.①麴町口徒歩6分 |